

令和 5 年 12 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 5 年 12 月 25 日（月） 午後 1 時 40 分～午後 2 時 28 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 4 号 非農地証明について
日程第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員（0 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（12 名）

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝太郎	7 番 尾 澤 勝
8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘	10 番 武 裕 士
11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一	13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（1 名）

6 番 小 倉 正 範

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 任 古 郷 真 吾	

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 5 年 12 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者はありません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますこ

とをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 改めまして皆さんこんにちは。本日も案件がいくつもございますが、みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。甚だ簡単ではありますが、開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 5 年 12 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 5 年 12 月 25 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「7 番：清水 照夫 委員」と「8 番：関口 裕 委員」の両名にお願いいたします。

議案第 1 号

会 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 5 年 12 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は 4 件ございます。
番号 1 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、雑種地(畑)、計 2 筆。売買。現在、農業を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、畑、計 2 筆。売買。現在、酪農を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。
番号 3 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、贈与。現在、農業を営んでいますが、申請地を譲り受

け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。

番号４番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。東町小夜戸、畑、贈与。現在、農業を営んでいますが、申請地を譲り受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。

以上、４件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号１番

会 長

説明が終わりました。番号１番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号１番について採決をいたします。番号１番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

挙手全員と認め、番号１番の申請は可決いたします。

番号２番

会 長

説明が終わりました。番号２番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号２番について採決をいたします。番号２番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

挙手全員と認め、番号２番の申請は可決いたします。

番号３番

会 長

説明が終わりました。番号３番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号３番について採決をいたします。番号３番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

挙手全員と認め、番号３番の申請は可決いたします。

番号４番

会 長

説明が終わりました。番号４番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

会 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 5 年 12 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 1 件
ございます。
番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸
町鹿、畑(宅地)。農家住宅及び庭用地。現在、市内にて居住していますが、始末
書のとおり、地目を是正するため、申請するもの。始末書添付。〇〇宅地 1,056.91
㎡と一体利用。第 3 種農地。
以上 1 件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 1 番

会 長 事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

会 長 始末書の朗読が終わりました。
番号 1 番について、笠懸 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 1 番をご覧ください。国道 50 号、前鹿田の信号を前橋方面
へ 100 メートルほど進みます。T 字路を左折します。500 メートルほど進みますと、
社会福祉法人〇〇が右手に見えます。次の十字路を右折し北上します。右手に申
請地があります。始末書のとおりとなります。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番につい
て可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

会 長 日程第 3 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 5 年 12 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 5 件
ございます。始めに、3 ページの番号 1 番から番号 3 番を説明します。

番号 1 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。
笠懸町久宮、畑、畑、計 2 筆。建売分譲住宅用地 (7 区画)。売買。現在、市
内にて不動産業を営業しておりますが、恵まれた環境にある申請地に、建売分譲
住宅を建設したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。第 3 種農
地。

番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。
笠懸町久宮、畑。建売分譲住宅用地 (3 区画)。売買。現在、市内にて不動産
業を営業しておりますが、恵まれた環境にある申請地に、建売分譲住宅を建設し
たく申請するもの。第 3 種農地。

番号 3 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。
笠懸町鹿、畑、畑、計 2 筆。建売分譲住宅 (4 区画) 及び道路用地。売買。現
在、市外にて不動産業を営業しておりますが、恵まれた環境にある申請地に、建
売分譲住宅を建設したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当 (令和
5 年 12 月協定済み)。大間々用水土地改良区該当。第 3 種農地。

番号 1 番

会 長 番号 1 番について、笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員

7 番、清水です。地図の 2 番をご覧ください。国道 50 号を前橋方面に向かいます。
〇〇というスーパーの手前の信号を左折します。両毛線の陸橋を越えてすぐの信
号を左折します。50 メートルほど直進し、細い路地を左折し北上します。50 メー
トルほど直進しますと左手に申請地があります。周囲は住宅があり、何ら問題な
いと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番推進委員 8 番、金子です。譲渡人の持分はそれぞれどうなってますか。

事 務 局 〇〇について、〇〇さんは単独所有です。〇〇について、〇〇さん、〇〇さんは
2 分の 1 ずつの所有となります。

会 長 他に質問ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

会 長 番号 2 番について、笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、清水です。地図の 3 番をご覧ください。地図の 2 番の申請地の道を挟んで東側が申請地となります。ネギを栽培していたようですが、何ら問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

番号 3 番

会 長 番号 3 番について、笠 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 4 番をご覧ください。国道 50 号、杉菜原の信号を前橋方面に 60 メートル進み、T 字路を左折し南下します。180 メートルほど直進しまして、二つ目の T 字路を左折します。30 メートルほど進んだ左手側が申請地です。北側と西側は宅地。南側は市道。東側は農地となります。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

事務局

4 ページの番号 4 番及び番号 5 番を説明します。

番号 4 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅敷地拡張用地。売買。現在、市外にて不動産業を営業しておりますが、恵まれた環境にある申請地に、一般住宅を建設したく申請するもの。〇〇宅地 286.5 m²と一体利用。第 3 種農地。

番号 5 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町浅原、畑、畑、計 2 筆。太陽光発電設備用地。売買。現在、県外にて太陽光発電事業を営営していますが、事業に適した申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。第 2 種農地。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 4 番

会 長

番号 4 番について、笠懸 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員

1 番、鈴木です。地図の 5 番です。国道 50 号、申請地は杉菜原の信号を前橋方面に 60 メートル進み、T 字路を左折し南下します。180 メートルほど直進しまして、二つ目の T 字路を左折します。30 メートルほど進んだ右手側、20 メートルほどの場所が申請地です。周囲は宅地に囲まれております。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

挙手全員と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

番号 5 番

会 長

番号 5 番について、大間々 15 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員

11 番、星野です。地図の 6 番です。福岡大橋を渡り、T 字路を右折します。1 キロメートルほど道なりに進みます。Y 字路を左折します。500～600 メートルほど進みますと〇〇というお寺があります。そのお寺の 200 メートルほど手前の T 字路を左折し、登ります。100 メートルほど登ったところの右側に申請地があります。作物は栽培していないようですが、何ら問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番推進委員

8 番、金子です。譲渡人の持分はそれぞれどうなってますか。

事務局 ○○さん、○○さんそれぞれで2分の1ずつとなっております。

会長 ほかにご意見ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員と認め、番号5番の申請は可決いたします。

議案第4号

会長 日程第4議案第4号「非農地証明交付願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号「非農地証明交付願について」

次のとおり、非農地証明交付願があったので、決定を求める。令和5年12月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は1件ございます。

番号1番。願出人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑。申請地は周囲の状況から見て農地に復元することが困難であるため、非農地証明の交付を願出するもの。

以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

会長 番号1番について、笠懸10区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員 4番、岩崎です。地図の7番です。申請地は西鹿田の運動公園の入り口付近です。住宅が多く見落としやすい場所です。道路拡幅時に残ってしまった土地だと思われます。慎重審議をお願いします。

会長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員 8番、金子です。議案書に変更後の登記地目を載せた方が分かりやすいのでは。

事務局 農業委員会としては農地ではないという判断しか出来ません。地目をどう変更するかという判断は法務局で行っています。

会長 そのほかご意見ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

会 長 日程第 5 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 5 年 12 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 5 件、再設定が 7 件ございます。はじめに、新規設定から説明します。

「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

事 務 局 新規設定。

番号 1 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号 2 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号 3 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号 4 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号 5 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

新規設定 5 件の地積合計は、9,708 m²となります。

以上 5 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないので、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番について採決をいたします。可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番は可決いたします。

事 務 局 再設定。

番号 1 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

番号 2 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号 3 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

番号 4 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。
番号 5 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。
番号 6 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。
番号 7 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。
再設定 7 件の地積合計は、13,751 m²となります。
以上 7 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 7 番について採決をいたします。
可決することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長 挙手全員と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番、番号 6 番、番号 7 番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和 5 年 12 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 5 年 12 月 25 日 午後 2 時 28 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林利信

7 番委員

清水照夫

8 番委員

関口 裕